

伊勢市議会基本条例【逐条解説】新旧対照表

改正後	改正前
<p>(前文)～第1章 略 第2章 議会及び議員の活動原則</p> <p>(議会の活動原則) 第2条 議会は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。 (1) 公開性、公正性、透明性及び信頼性を確保し、市民に開かれた議会であること。 (2) 市民の多様な意見を的確に把握し、市政に反映させること。 (3) 議員相互間の自由な討議を十分に尽くして、合意形成に努めること。 <u>(4) 市政に対する政策立案及び政策提言に積極的に取り組むこと。</u> <u>(5) 議長又は副議長を選出するときは、それぞれの職を志願する者に対して所信を表明する機会を設け、その選出の過程を市民に明らかにすること。</u></p> <p>【解説】 議会の活動原則を定めています。 (1)～(3) 略 <u>(4) 市民の意見の聴取に努め、市政に対する政策立案及び政策提言に積極的に取り組みます。</u> <u>(5) 議長及び副議長の選挙に当たっては、全員協議会において立候補者による所信表明を行い、選出の過程を公開します。</u></p> <p>第3条～第5条 略</p> <p><u>(政策立案及び政策提言)</u> 第6条 議会は、政策水準の向上を図るため、政策立案機能の強化に努め、政策条例の提案、決議等の政策立案を行うとともに、市長等に対し、政策提言を行うものとする。</p>	<p>(前文)～第1章 略 第2章 議会及び議員の活動原則</p> <p>(議会の活動原則) 第2条 議会は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。 (1) 公開性、公正性、透明性及び信頼性を確保し、市民に開かれた議会であること。 (2) 市民の多様な意見を的確に把握し、市政に反映させること。 (3) 議員相互間の自由な討議を十分に尽くして、合意形成に努めること。</p> <p><u>(4) 議長又は副議長を選出するときは、それぞれの職を志願する者に対して所信を表明する機会を設け、その選出の過程を市民に明らかにすること。</u></p> <p>【解説】 議会の活動原則を定めています。 (1)～(3) 略</p> <p><u>(4) 議長及び副議長の選挙に当たっては、全員協議会において立候補者による所信表明を行い、選出の過程を公開します。</u></p> <p>第3条～第5条 略</p>

【解説】

議会は、市民の多様な意見、要望に応え、議会としての権能をより高め、議会の政策水準の向上を図るため、議員提案による条例の制定や市長提出議案の修正など、様々な方法により議員同士が議論を尽くしながら積極的に政策を立案し、市長等に政策を提言していくことを定めています。

(大規模災害時の議会の対応)

第7条 略

(会派)

第8条 議員は、同一の理念を共有する他の議員と、議会活動を行うための政策集団として会派（以下「会派」という。）を結成することができる。

2 会派は、政策の立案、決定、提言等において議論を尽くし、その意思を表明するとともに、会派間での合意形成に努めるものとする。

【解説】

- 1 議員は、より充実した議会活動ができるよう同一の理念を共有する他の議員と、議会活動を行うための政策集団として会派を結成することができることを定めています。
- 2 会派は、政策の立案等について十分な議論を尽くしたその意見について、会議において意見表明し、会派間で合意形成を得るように努めることを定めています。

第3章 市民と議会の関係
(市民参加及び市民との連携)

第9条 略

(請願及び陳情)

(大規模災害時の議会の対応)

第6条 略

(会派)

第7条 議員は、同一の理念を共有する他の議員と、議会活動を行うための政策集団として会派（以下「会派」という。）を結成することができる。

2 会派は、政策の立案、決定、提言等において議論を尽くし、その意思を表明することができる。

【解説】

- 1 議員は、より充実した議会活動ができるよう同一の理念を共有する他の議員と、議会活動を行うための政策集団として会派を結成することができることを定めています。
- 2 会派は、政策の立案等について十分な議論を尽くしたその意見について、会議において意見表明できることを定めています。

第3章 市民と議会の関係
(市民参加及び市民との連携)

第8条 略

(請願及び陳情)

第10条 略

第4章 議員の定数及び報酬

(議員の定数)

第11条 議員の定数の改定に当たっては、行財政改革の視点だけではなく、市政の現状と課題、将来の予測と展望及び類似団体との比較検討結果等を十分に考慮するとともに、市民の意思を市政に十分に反映させることが可能となるように定めなければならない。

2 議員の定数については、別に条例で定める。

【解説】

1 議員の定数は、行財政改革の側面だけではなく、市が抱える課題や市の将来予測及び人口、面積など類似団体との比較検討結果等を踏まえて定めるべきであるとしています。

2 具体的な議員の定数は、「伊勢市議会議員定数条例」で定めています。

* 議員の定数については、現在 24 人です。

(議員報酬)

第12条 略

第5章 議会と市長等との関係

(議会と市長等との関係)

第13条 略

第6章 議会の運営

(法第96条第2項の議決事件)

第14条 略

(定例会の回数及び会期)

第15条 略

第9条 略

第4章 議員の定数及び報酬

(議員の定数)

第10条 議員の定数の改定に当たっては、行財政改革の視点だけではなく、市政の現状と課題、将来の予測と展望及び類似団体との比較検討結果等を十分に考慮するとともに、市民の意思を市政に十分に反映させることが可能となるように定めなければならない。

2 議員の定数については、別に条例で定める。

【解説】

1 議員の定数は、行財政改革の側面だけではなく、市が抱える課題や市の将来予測及び人口、面積など類似団体との比較検討結果等を踏まえて定めるべきであるとしています。

2 具体的な議員の定数は、「伊勢市議会議員定数条例」で定めています。

* 議員の定数については、現在 26 人です。

(議員報酬)

第11条 略

第5章 議会と市長等との関係

(議会と市長等との関係)

第12条 略

第6章 議会の運営

(法第96条第2項の議決事件)

第13条 略

(定例会の回数及び会期)

第14条 略

(予算及び決算の審議における説明資料の作成の要請)

第16条 略

(委員会)

第17条 略

第7章 政務活動

(政務活動)

第18条 略

第8章 議会の体制整備

(議員研修)

第19条 略

(議会改革への取組)

第20条 略

(広報広聴機能の充実)

第21条 議会は、議案審議の結果等について、多様な媒体を用いた市民への情報提供に努めるものとする。

- 2 議会は、議会に対する市民の意向の把握に努めるものとする。
- 3 議会は、広報広聴機能の充実を図るため、議員で構成する広報広聴に係る特別委員会を設置するものとする。
- 4 広報広聴に係る特別委員会については、別に定める。

【解説】

- 1 議会が市民にとって身近で開かれた存在になるためには、会議等の公開のほか、議会に関する情報を市議会だより、議会ホームページ、ケーブルテレビなど多様な媒体により市民に提供することに努めることを定めています。
- 2 市民が議会に対する意見を言える環境及び機会の確保に努めることを定めています。

(予算及び決算の審議における説明資料の作成の要請)

第15条 略

(委員会)

第16条 略

第7章 政務活動

(政務活動)

第17条 略

第8章 議会の体制整備

(議員研修)

第18条 略

(議会改革への取組)

第19条 略

(広報広聴機能の充実)

第20条 議会は、議案審議の結果等について、多様な媒体を用いた市民への情報提供に努めるものとする。

- 2 議会は、議会に対する市民の意向の把握に努めるものとする。
- 3 議会は、広報広聴機能の充実を図るため、議員で構成する広報広聴に係る特別委員会を設置するものとする。
- 4 広報広聴に係る特別委員会については、別に定める。

【解説】

- 1 議会が市民にとって身近で開かれた存在になるためには、会議等の公開のほか、議会に関する情報を市議会だより、議会ホームページ、ケーブルテレビなど多様な媒体により市民に提供することに努めることを定めています。
- 2 市民が議会に対する意見を言える環境及び機会の確保に努めることを定めています。

- 3 広報広聴機能の充実にに向けた取組をするために、議員による広報広聴に係る特別委員会を設置することを定めています。
- 4 広報広聴に係る特別委員会については、議会の議決を経て、「伊勢市議会のあり方調査特別委員会企画調整部会及び分科会の設置に関する要綱」で定めています。なお、現在は、議会のあり方調査特別委員会の広報広聴検討分科会がこの役割を担っています。

第9章 議員の倫理
(議員の倫理)
第22条 略

第10章 議会事務局等の充実

(議会事務局)

第23条 議会は、政策立案能力の向上並びに議会活動の円滑化及び効率化を図るため、議会事務局の調査及び法務機能の充実強化並びに組織体制の整備に努めるものとする。

【解説】

本条例第2条（議会の活動原則）で、市民の多様な意見を的確に把握すること、市政に対する政策立案及び政策提言に積極的に取り組むこと等を規定しています。これらを積極的に進めるには、議会の活動を補助する議会事務局の機能強化が必要不可欠となるため、議会事務局の調査、法務機能の充実強化及び組織体制の整備に努めることを定めています。

(議会図書室)
第24条 略

第11章 補則
(他の条例との関係)
第25条 略

- 3 広報広聴機能の充実にに向けた取組をするために、議員による広報広聴に係る特別委員会を設置することを定めています。
- 4 広報広聴に係る特別委員会については、議会の議決を経て、「伊勢市議会のあり方調査特別委員会企画調整部会及び分科会の設置に関する要綱」で定めています。なお、現在は、議会のあり方調査特別委員会の広報検討分科会及び広聴検討分科会がこの役割を担っています。

第9章 議員の倫理
(議員の倫理)
第21条 略

第10章 議会事務局等の充実

(議会事務局)

第22条 議会は、議員の政策の形成及び立案を補助する組織として、議会事務局の調査及び法務の機能の充実及び強化を図るよう努めるものとする。

【解説】

議会は、議員の政策提案機能等を補助する議会事務局の体制の充実及び強化に努めることを定めています。

(議会図書室)
第23条 略

第11章 補則
(他の条例との関係)
第24条 略

(見直し手続)
第26条 略

(附則)
この条例は、平成29年10月1日から施行する。
(附則 令和元年10月10日条例第23号)
この条例は、公布の日から施行する。

【解説】
この条例の効力が発する日を定めています。

(見直し手続)
第25条 略

(附則)
この条例は、平成29年10月1日から施行する。

【解説】
この条例の効力が発する日を定めています。